

駐車場運営細則

(総則)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下「規約」という。）第15条の規定により、組合員及び組合員が所有する住宅に居住する者（以下「組合員等」という。）の共同の利便に供する駐車場の使用及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の制限)

第2条 駐車場を利用できる者は、組合員等に限るものとし、駐車できる車輛は、原則として、組合員等の所有する自動車（以下「自動車」という。）に限るものとする。

2 駐車場を利用できる自動車の種類は、乗用車又は貨物兼用乗用車とする。

3 駐車場の利用台数は、原則として住宅1戸につき1台に限るものとする。

4 駐車場利用辞退者の空き台数の一部は、当住宅への来客用駐車場として利用できるものとする。

(利用申込)

第3条 駐車場の利用を申し込む者は、別に定める「駐車場利用申込書」に必要事項を記載の上、書面または電磁的方法により理事長に提出するものとする。

(申込の審査)

第4条 理事長は、前条の定めにより駐車場の利用申込みを受けたときは、理事会においてその申込書の審査を行い、抽選その他理事会の定める方法により利用者を決定し、その結果を書面または電磁的方法により通知する。

(駐車契約)

第5条 理事長は、第4条の規定により駐車場の利用者を新規に決定したとき、または契約している車輛に変更があった場合には、当該利用者と別に定める自動車駐車契約（以下「契約」という。）を締結する。既に契約している利用者が、理事会の定める方法によって駐車場を変更した場合は、位置の記載のみで新規契約を必要としないものとする。料金は駐車位置により規定されたものに従う。

2 契約の期間及び駐車位置は、組合員等の駐車場利用の均衡を勘案して理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

3 駐車料金の額の決定に関する件に定める駐車可能な自動車の規格を超える車両については、契約しない。

(解約届)

第6条 利用者が契約を解約するときは、あらかじめ別に定める「自動車駐車場解約届」を

理事長に提出するものとする。

(駐車場利用証明書の発行)

第7条 理事長は、契約を締結したものに対し、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭和37年法律第145号)に基づき、自動車の保管場所の確保の証明書を発行する必要があるときは、当該証明書を発行するものとする。

(駐車料金の決定又は改定)

第8条 駐車料金は、土地使用料、施設償却費、修繕費、管理事務費、その他必要な経費をそれぞれ勘案し、総会の決議により決定又は改定することができるものとする。

(駐車料金の支払)

第9条 利用者は、毎月の25日までに当月分の駐車料金を理事会が定める方法により支払うものとする。

2 契約期間が1ヶ月に満たない場合の駐車料金は、日割計算※(10円未満の端数は四捨五入)して得た額を支払うものとする。

(遅延利息等)

第9条の2 理事長は、組合員等が納入期限までに駐車料金を支払わない場合、規約第62第3項に定める遅延利息等を加算して徴収するものとする。

2 前項の遅延利息等は駐車場の管理に要する費用に充てる。

3 理事長は、支払遅延の理由がやむを得ないと判断した場合には、遅延利息等を免除することができる。

(利用規則)

第10条 利用者は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、別に定める駐車場利用規則を遵守しなければならない。

(契約書等)

第11条 この細則に定める自動車駐車契約書、利用申込書及び解約届並びに駐車場利用規則等は、理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

(機械式駐車場の維持管理)

第12条 理事長は、機械式駐車場の円滑な稼動を維持及び管理するために、別に定める「保守点検契約」により、その業務を他に委託するものとする。

(駐車場の使用及び運営に係る業務の委託)

第13条 理事長は、駐車場の使用及び運営に係る業務並びに駐車料金の徴収及び保管に係る業務を別に定めるところにより、他に委託できるものとする。

(来客用駐車場の確保)

- 第14条 理事長は、来客用駐車場の位置を公示するものとする。なお、辞退者が将来利用を必要とした時は、それを保証するものとする。
- 2 理事長は、この駐車料金を管理費から支出する。
- 3 来客のため来客用駐車場を利用~~者~~する組合員等は、善良な管理者の注意をもって利用し、同様の注意を来客にも促すものとする。
- 4 理事長は、来客用駐車場の運営管理について、公平性が保持されるよう努めなければならない。また、不正な利用があった場合は、勧告その他必要な措置をとることができる。

(地区外駐車場の確保)

- 第15条 利用者の実態を勘案し、「機械式駐車場規格外寸法車両」と「2台目以上所有車両」の駐車場として地区外駐車場の確保（契約）について、理事会で決定することができるものとする。
- 2 前項の決定があった時は、組合員に対し契約予定期日の1か月前までに公示しなければならない。また、次の総会で報告しなければならない。
- 3 地区外駐車場の料金は、地主との契約額、維持管理費等諸経費を勘案して、独立採算を原則として決定するものとする。

(地区外駐車場の維持管理)

- 第16条 地区外駐車場利用者は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、現地の維持及び管理の実務は、利用者相互で行うものとする。
- 2 前項の実務を円滑に行うために、利用者の互選により、責任者を選出し、理事長に報告するものとする。

(附則)

- この細則は、平成4年5月29日から施行する。
- この細則は、平成5年5月30日から施行する。
- この細則は、平成14年5月12日から施行する。
- この細則は、令和5年5月21日から施行する。